

青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定書

青森県教育委員会（以下「甲」という。）と青森大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携の下、本県の学校教育、生涯学習及びスポーツ等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携し協力する。

- （1）経営学、社会学、情報科学、薬学などに関する専門的な教育を活用した学校教育の充実及び調査研究に関すること。
- （2）生涯学習・スポーツの振興に関すること。
- （3）その他双方が必要と認める事項に関すること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申出がない場合は、さらに1年更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 青森県教育委員会教育長

乙 青森大学学長

和 嶋 延 寿

金 牙 一 頼

